

平成30年度 仁愛大学・仁愛女子短期大学 特別科目等履修生(保育教諭特例) 募集要項
 幼稚園教諭免許状を有する者の **保育士資格取得** 特例コース

平成24年8月の認定こども園法の改正により、「学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。この新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設となることから、その職員となる「保育教諭」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方を有していることが原則となります。ただし、改正認定こども園法の施行(平成27年4月以降)から5年間は、どちらかの免許または資格を有していれば「保育教諭」として就労が可能であるとし、この5年間の経過措置期間中に、所持していない免許・資格を取得するようにそれぞれ特例措置が設けられました。特例では、幼稚園教諭や保育士等の実務経験を評価することにより、もう一方の幼稚園教諭免許状や保育士資格の取得に必要な単位数を大幅に軽減しています。

なお、この経過措置は、改正認定こども園法の施行後平成27年度から平成31年度までの5年間に限り適用されるものですので、十分ご注意ください。

1. 出願資格

保育士資格取得希望の場合、以下の基礎資格および実務経験を有していなければなりません。

取得希望の資格	基礎資格	幼稚園教諭等としての実務経験(注)	資格取得のために必要な単位数
保育士証	幼稚園教諭一種免許状または幼稚園教諭二種免許状を有すること。	3年 かつ 勤務時間の合計が 4,320時間以上あること	8単位

(注)実務経験…受講の開始時点では必要ありませんが、資格取得に必要な全ての特例教科目を履修し保育士証を申請する際には、3年かつ4,320時間以上の勤務時間(実労働時間)の実務経験を充足している必要があります。なお、基礎資格を有する前の実務経験は含まれません。

実務経験に係る確認やご質問には、お答えすることができません。実務経験については、実務証明責任者もしくは勤務先または勤務地の教育委員会に必ず確認してください。

詳細は、下記ページを参照してください。

【厚生労働省】 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html

【保育士試験事務センター】 保育士試験事務センター

<http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

2. 開講する特例教科目

本年度の開講科目の日程については、下記を参照ください。

保育士試験 免除科目	養成施設における科目 (告示に定める教科目)	特例教科目 (本学で開講する科目) 定員	H30	H31	授業料	会場
社会福祉	社会福祉	福祉と養護 (講義・2単位) 定員100名	8/ 4(土) 8/ 9(木) 8/ 18(土) 8/ 24(金)	9:00~16:10	24,000円	短大
社会的養護	社会的養護					
児童家庭福祉	児童家庭福祉					
	家庭支援論	相談支援 (講義・2単位)		8月又は9月に 開講予定	-	
	保育相談支援	定員100名				
保育原理	乳児保育	乳児保育 (演習・2単位) 定員50名	7/ 24(火) 8/ 7(火) 8/ 10(金) 8/ 21(火) 8/ 23(木) 8/ 28(火) 8/ 30(木) 8/ 31(金)	9:00~16:10	24,000円	
子どもの保健	子どもの保健Ⅰ	保健と食と栄養 (講義・2単位)		8月又は9月に 開講予定	-	
子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	定員100名				

【授業時間】 1 限目 9:00~10:30 / 2 限目 10:40~12:10 / 昼食休憩 12:10~13:00 / 3 限目 13:00~14:30 / 4 限目 14:40~16:10

○受講に当たっての注意事項

- (1)最終日の最終時限は、単位認定のための筆記試験を実施します。ただし、科目によってはレポート試験の場合もありますので、後日公開する講義概要でご確認ください。
- (2)本特例措置は改正認定こども園法施行後平成 27 年度から平成 31 年度まで5年間のみ有効であるため、その期間内に所定単位数を修得できない場合は、本特例措置を適用して免許状・資格を取得することはできません。計画的に学習をお進めくださるようご注意願います。

3. 出願書類

写真を4枚準備していただき、本学ホームページの「幼稚園教諭免許状取得および保育士資格取得のための特例科目のご案内」から出願書類①④をダウンロードし、必要事項を記入してください。提出書類①~④を簡易書留にて郵送してください。(窓口への直接提出はできません。)

提出書類	摘 要
①出願票(A面、B面)	本学所定用紙 写真1枚を貼付してください。 ※タテ4cm×ヨコ3cm / 3か月以内撮影 / 正面・上半身・脱帽 / 裏面に氏名を明記。 ※写真のコピー、プリクラ、画像を普通紙やコピー用紙に印刷したものは、書類不備になります。
②幼稚園教諭免許状の写し	裏面に記載がある場合は裏面の写しも必要です。 免許状記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄本を添付してください。
③最終出身学校の卒業証明書	高等学校、短期大学、大学等 ※受講履歴のある方は、再度提出の必要はありません。
④写真票	出願票と同じ写真を1枚貼付し、名前、受講希望の科目名、単位を記入してください。 (写真残り2枚は書類と共に郵送)

4. 出願書類送付先

出願書類の送付先は次のとおりです。

【仁愛大学】	〒915-8586 越前市大手町3-1-1 仁愛大学 学生支援センター教務課
--------	--

※封筒の表には「保育士資格取得特例コース 出願書類在中」と朱書きしてください。

5. 出願期間

出願開始日	平成 30 年 6 月 1 日（金）
締 切 日	平成 30 年 6 月 8 日（金）必着
追加募集締切日	平成 30 年 6 月 22日（金）当日消印有効

※平成 30 年 6 月 8 日(金)の締切日時時点で、出願者が定員を大幅に超過した特例教科目については、定員を制限(抽選)いたします。

※平成 30 年 6 月 8 日(金)の締切日時時点で定員に満たない特例教科目については、6 月 22 日(金)(当日消印有効)を最終締切日として追加募集を行います。但し、最終締切日までに定員に達した特例教科目については、最終締切日を待たずに募集を締切りますのでご了承下さい。

6. 履修者の決定

- 面接や試験は実施しません。
- 平成 30 年 6 月 8 日(金)の締切日時時点で出願者が定員を大幅に超過した特例教科目については、定員を制限(抽選)いたします。制限(抽選)となった場合は、制限(抽選)に漏れた方のみ 6 月 19 日(火)までに制限(抽選)結果通知書を郵送します。
- 定員制限(抽選)や追加募集を行う特例教科目については、仁愛大学および仁愛女子短期大学のホームページにて状況を掲載しますので各自でご確認ください。

7. 履修許可

履修許可書通知日	平成 30 年 7 月 9 日（月）
----------	--------------------

履修許可者には「履修許可書」、「履修手続き案内」、「納付書」等を送付します。

8. 履修手続きについて

「履修手続き案内」に授業料の納付書を同封しますので、金融機関にて期限内に納入願います。

なお、一度納入した授業料は原則として返還しません。詳細については「履修手続き案内」にてご確認ください。

授 業 料	1 単位 12, 000 円 (2 単位で 24, 000 円)
-------	----------------------------------

※通常の科目等履修生は検定料5,000円と入学金8,000円の納入が必要ですが、この「特別科目等履修生」では検定料と入学金を免除します。

※仁愛大学および仁愛女子短期大学の卒業生は、1 単位の授業料の内2,000円を減免します。

9. その他

- ①講義概要（シラバス）は、確定次第本学ホームページに掲載します。テキスト、参考書、評価の方法等の詳細は、シラバスでご確認ください。
- ②単位を取得した場合、「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」の交付を受けることができます。交付の手続きについては、授業を開講する大学にて説明します。
- ③障がいや有している方で、配慮や支援を希望される場合は事前にご連絡ください。

【特例制度による保育士資格の取得について】

保育士資格の取得は、保育士試験事務センターが実施する保育士試験を受験・合格してはじめて、保育士登録の申請をすることができますが、この特例制度で取得した4科目8単位によって、すべての科目の免除申請を行うことができます。免除申請を行うには、所定の単位を修得後、①「専修証明書」と②「実務に関する証明書」の書類が必要になります。

申請は各自の責任において行ってください。詳細は、保育士試験事務センターのホームページで各自ご確認ください。

①「専修証明書」…単位を取得した大学が発行します。

正式名称は「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)」です。（9.その他②で記載）

②「実務に関する証明書」…勤務した園・施設等が発行します。

- ・特例制度による保育士の資格取得には、学校・施設等における実務経験が3年以上(勤務時間の合計が4,320時間以上)あることが必要です。産前・産後休暇、育児休業や休職期間は含まれません。また、時間数は実労働時間です。
- ・実務経験は、保育士試験事務センターへ受験申請をするまでに満たす必要があります。
- ・特例制度による保育士資格取得コースを受けられる場合は、事前に勤務先等に特例対象として「実務証明書」を発行できるか、また、勤務時間数について確認をしておいてください。

◆制度の概要詳細については、文部科学省または厚生労働省の下記のページをご覧ください。

【文部科学省】認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例について

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2013/09/26/1339598_1.pdf

【厚生労働省】幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html

【保育士試験事務センター】保育士試験事務センター

<http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

【個人情報の取扱いについて】

提出された書類等に記載されている個人情報および履修認定試験結果等の個人情報については、個人情報保護に関する法律に基づき、適正な管理、保護に努めます。また、ご提出いただいた個人情報は下記の目的以外には使用しません。

①教科目履修および単位認定等修学全般に関わる業務。

②保育士試験事務センターより、単位認定に関する照会があった場合。

なお、上記以外の目的で使用させていただく必要が生じた場合には、改めて本人の同意をいただきます。

●●● 保育士資格状取得 特例コースについてのお問い合わせ先 ●●●

〒910-0124 福井県福井市天池町43-1-1
仁愛女子短期大学 学生部教務課
TEL0776-56-1133(代表) FAX0776-56-4555